

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年3月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101146号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100053号

## 第1 結論

昭和62年\*月から平成3年3月までの請求期間及び平成3年12月から平成4年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年\*月から平成3年3月まで  
② 平成3年12月から平成4年2月まで

私は、母から「将来受取りが減らないように20歳から年金は払っているから。」と聞いている。弟の国民年金保険料は、20歳から納付済みの記録になっているが、私の分は未納と記録されている。母が、請求期間①及び②当時居住していたA市B区内の郵便局を含む金融機関や区役所で私の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、当該期間を納付済期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②当時、住民登録をしている市区町村で、初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、請求者から提出された年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は平成5年4月17日と記録されている。

また、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者となった平成5年4月17日の被保険者資格取得処理年月日は同年7月6日であり、請求者の年金手帳の記号「\*」は、請求者が同年6月16日まで住所を有していたA市B区を管轄するC社会保険事務所(当時)において、払い出された記号であることから、請求者は同年6月頃に国民年金の加入手続きを行ったと考えられる。

さらに、請求者が請求期間後において居住していたD県E郡F町が作成した国民年金被保険者名簿により確認できる請求者に係る国民年金の加入記録は、上記年金手帳及びオンライン記録により確認できる平成5年4月17日以降の記録であり、請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者記録は確認できない。

これらのことから、請求者の国民年金番号において、請求期間①及び②に係る加入手続きは行

われておらず、当該期間はいずれも国民年金の未加入期間であり、国民年金の納付書は発行されないため、国民年金保険料を納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号「\*」のほかに国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求者は、母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを聞いていた旨及び弟の国民年金保険料は納付済みで、自身の国民年金保険料が未納と記録されているのは考えにくい旨主張しているが、母親から事情を聴取することができず、当時の加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

なお、請求者が国民年金保険料の納付場所としてあげている郵便局を含む全ての金融機関やA市B区役所については、請求期間当時の資料が保存期間経過のため、保存されていないことから、請求期間に係る国民年金保険料納付の事実を確認できない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。